

東北グロースアクセラレーター 仕様書

1. 委託業務名

東北グロースアクセラレーター

2. 業務の目的

本業務では、下記3つのプログラムの実施により東北のロールモデルとなる研究開発型スタートアップの輩出及び研究開発型スタートアップのすそ野の拡大を目指す。

- (1) 東北のロールモデルとなりうる研究開発型スタートアップに対して、個別のニーズに合わせた成長支援プログラム
- (2) 海外展開を志向する東北の研究開発型スタートアップに対して、海外展示会への出展や、実地での営業をサポートする販路拡大支援プログラム
- (3) 研究シーズを持つ研究者や、東北のスタートアップに対して、国内外の経営候補人材をマッチングし、事業成長をサポートするとともに将来の東北のスタートアップ人材を育成するプログラム

3. 業務の内容

(1) 東北のロールモデルとなりうる研究開発型スタートアップに対する成長支援

① 支援対象企業の発掘

公募により、J-Startup/J-Startup TOHOKU 企業や東北の大学の研究シーズを活用した研究開発型スタートアップ等ロールモデルとなりうる東北地域のスタートアップ、過年度の本市個別支援プログラム修了スタートアップ等から支援の必要度に基づき、委託者と協議の上で5社程度選抜する。

② 個別支援プログラムの実施

採択スタートアップに対してニーズヒアリングを実施し、それぞれの事業拡大にあたっての課題、ニーズに応じて適切なハンズオン支援（マッチング、メンタリング、海外展開支援等）を実施する。委託者が想定する支援内容は以下のとおりであるが、採択者のニーズによって柔軟に対応する。

- ・ 土業等の専門家によるメンタリングやスポットコンサルティング
- ・ 大企業の資金や販路等の資源の活用による事業拡大を目指した連携活動支援
- ・ 資金調達支援
- ・ 販路開拓支援
- ・ その他研究開発型スタートアップの事業の推進に有益な支援先につなげる活動
- ・ 営業戦略策定支援
- ・ 広報戦略策定支援 等

(2) 海外販路拡大プログラムの実施

① 支援対象企業の発掘

海外販路の拡大に向けて効果的と考えられる展示会を2~3程度選定し、展示会ごとに東北の海外展開を志向するスタートアップを募集し、委託者と協議の上で各展示会あたり3社程度選抜する。(1)の採択スタートアップと重複する場合も可とする。

② 海外販路開拓プログラムの実施

採択スタートアップの業種に応じて、経験のある営業人材をアサインし、採択者ごとにチームを組成。海外販路拡大に向けた営業戦略の策定、営業支援（国内でのオンライン商談、海外での実地商談）を行う。

③ 海外展示会の出展

採択スタートアップの海外展示会への出展支援を行う。出展にあたって海外の展示会主催者とのブースの確保調整や採択スタートアップのチケット手配、航空券等の実費支払いの調整、現地でのサポートを行うこと。展示会については、採択スタートアップの業種、ニーズによって柔軟に対応するため、旅費、出展料として1,500万円を計上すること。

(3) 国内外起業候補人材マッチングプログラムの実施

① 人材採用要望のあるスタートアップの発掘

新たに起業候補人材を、経営幹部候補人材や新規事業人材としての受け入れニーズのある東北のスタートアップを5社程度公募の上、選定する。

② 起業候補人材の発掘・マッチング

研究開発型スタートアップの起業に関心のある起業候補人材を国内外から募集・採択し、採択スタートアップに対してヒアリングを行い、ニーズに応じた人材をマッチングし、スタートアップ経営者に密着し、経営の考え方、意思決定のポイントやスピード感、ビジネスモデル、資金調達等を学ぶ機会を提供する。

起業候補人材の活動にかかる経費の支出や、起業候補人材に対する伴走支援、採択スタートアップとの円滑な業務遂行に向けたサポートを実施する。

③ 起業候補人材の起業に向けた技術シーズ等とのマッチング

②のプログラムで一定期間スタートアップの経営等について学んだ起業候補人材に対して、本市プログラムにて発掘した技術シーズ等とのマッチングを行い、起業に向けたサポートを行う。

(4) 成果発表会の開催

プログラム終了後、(1)及び(2)で支援を実施したスタートアップの成果発表会を開催し、さらなる支援先の開拓と他地域への展開に向けたマッチングの機会を創出すること。

成果発表会の開催にあたっての企画、登壇者の確保、広報、カメラマンの手配、配信、集客、会場費用の支払い、会場設営（音響・照明等含む）当日の運営、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を行うこと。

- ・実施時期：令和8年2～3月頃
- ・実施場所：委託者が指定する場所（仙台市内を予定）
- ・実施内容：全国で活躍する研究開発型スタートアップや支援者等によるトークセッション、採択者によるプレゼンテーション、交流会等

(5) 実施拠点の確保

本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場

合は、首都圏等に拠点を設けることも差し支えない。

(6) 情報発信・広報

本プログラム全般の取り組みにかかる広報業務については、専任の広報担当を配置し、委託者と協議の上、広報戦略を策定し、実施すること。また、情報発信にあたっては、発信内容に関して事前に委託者と協議すること。

(7) アンケート等の実施

本プログラム採択スタートアップ及び起業家候補人材に対し、アンケートなどを実施し、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすように取り組むこと。

(8) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(7)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容などをまとめた報告書を作成して納品すること（ワードもしくはエクセルファイル、写真・映像データ等）。

(9) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 将来的な自走化に向けた地域の支援機関や首都圏等の企業、自治体、大学等との連携体制の強化に取り組むこと。

4. 委託料

委託料の上限額は 51,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）。

5. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6. その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的に関催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。